

令和4年度第12回庁議 議事要旨(記録)

開催日 令和4年7月26日 (火曜日)
開催場所 委員会室
開始時間 午後 3時30分
終了時間 午後 5時15分

庁議内容	
付議	1 「国立市食品ロス削減推進計画」の策定について
	2 (仮称)健康まちづくり戦略の策定について
報告事項	3 国立駅南口子育て支援施設基本設計について
	4 職員団体協議事項の提案状況について
	5 過剰な窓ロクレームへの対応について
	6 定例会総括の進捗管理について
その他報告	7 新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の待機期間等について

出席者(14名)

庁議メンバー (14名)	市長 副市長 教育長 政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長 地域包括ケア・健康づくり推進担当部長 子ども家庭部長 子ども家庭部参事 生活環境部長 都市整備部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長
代理出席者 (0名)	

【付議】

1. 「国立市食品ロス削減推進計画」の策定について
 ・説明員：ごみ減量課長
 <内容>
 (内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)

2. (仮称)健康まちづくり戦略の策定について
 ・説明員：健康まちづくり戦略室長
 <内容>
 (内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)

【報告事項】

3. 国立駅南口子育て支援施設基本設計について
 ・説明員：都市整備部長
 <内容>
 国立駅南口子育て支援施設の基本設計について報告があった。

4. 職員団体協議事項の提案状況について
 ・説明員：職員課長
 <内容>
 職員団体に提案し協議を行っている事項について報告があった。

5. 過剰な窓ロクレームへの対応について
 ・説明員：職員課長
 <内容>
 過剰な窓ロクレームへの対応方針について、現在の検討状況及び今後の進め方について報告があった。

6. 定例会総括の進捗管理について
 ・説明員：政策経営課長
 <内容>
 定例会総括の進捗管理を行うことについて報告があった。

【その他報告】

7. 新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の待機期間等について
 ・説明員：健康まちづくり戦略室長
 <内容>
 新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の待機期間等について報告があった。

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和4年7月26日開催）

付議事案名：「国立市食品ロス削減推進計画」の策定について

提案課 生活環境部 ごみ減量課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

日本では、大量の食品ロスが発生し、その削減が国際的にも重要な課題となっていることから、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、法）」が施行された。この法第4条により地方公共団体の実施責任が、法第13条第1項により市町村食品ロス削減推進計画の策定の努力義務が明文化された。

よって、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、国立市の特性に応じた施策を定めるべく「国立市食品ロス削減推進計画」を策定することについて、全庁的な合意形成を図るため付議するものである。

2. 経過及び現状

令和元年10月	食品ロスの削減の推進に関する法律 施行
令和2年 3月	食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 閣議決定
令和3年 3月	東京都食品ロス削減推進計画 策定
令和4年 4月	第2次国立市循環型社会形成推進基本計画 第2期目標を見直し

3. 具体的な措置

庁内検討会（課長級）を設置し、計画の検討を行う。策定過程においては、ごみ問題審議会をはじめ広く市民・団体を対象に意見聴取しながら進める。令和4年度中に計画決定し、公表する。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

特になし

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和4年7月26日開催）

付議事案名：(仮称)健康まちづくり戦略の策定について

提案課 健康福祉部 健康まちづくり戦略室

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

市のまちづくりの根幹に「広義の健康」（ウェルビーイング）を据え、「健康まちづくり戦略」として、人にダイレクトに関わる施策（ソフト面）のみでなく、健康になるための仕組みをまちに取り入れていく（ハード面）両面から全庁的に進めていくことについて、全庁的な合意形成を図るため付議するものである。

2. 経過及び現状

令和4年4月27日 政策調整会議での検討
令和4年7月7日 政策調整会議での検討

3. 具体的な措置

庁内研修（課長級対象、一般職対象）を行い、全庁的な取組として周知し、各部署での事業との関連を確認しながら、方針案の検討を行う。方針案策定過程においては、タウンミーティング、パブリックコメント等を実施し、広く市民・団体を対象に意見聴取及び周知を図りながら進める。令和4年度中に方針案を策定し、議会報告後、令和5年度に健康まちづくりプランの検討を行う。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

- ・ワークショップを行うとのことだが、内容やコーディネーター等について、どのように考えているか。
→ 学識経験者とも相談しながら検討していきたい。